

5. ユニフォーム広告掲示申請について

5-1 規則の変更について - 2024年11月21日付

【ユニフォーム規程】

第7条〔広告の掲示（2）－広告の様式〕

前条に基づく広告の様式は、次の条件によるものとする。

（1） 広告は、極端にユニフォームから突出してはならず、危険性のない適切な素材でなければならない。

（2） 広告として掲出できるものは企業名（団体名）又は商品名（サービス名等を含む）とする。なお、これらと一体をなす又はこれらに付随する要素（企業ロゴ、商品や企業のキャッチコピー等）を併記することは許容される。

（3） 広告の掲示は一ヶ所につき、一社のみとする。

<改正の概要>

- 表示可能なものを**明記**する
- 表示可能なものは**企業名及び商品名を基本**としつつ、それに**付随するもの**（企業や商品のロゴ、企業のURLやQRコード等）の表示が可能であることを**確認的に規定**する。

5. ユニフォーム広告掲示申請について

5-1 規則の変更について - 2024年11月21日付

【ユニフォーム規程】

第8条〔広告の掲示（3） - 制限及び停止〕

1. 本協会又は公式競技会主催者は、競技規則及び大会要項等により、チームの広告掲示を制限することができる。
2. 掲示される広告は**公序良俗に反する若しくはそのおそれがあるもの又は本協会の理念に反するもの**であってはならない。
3. 掲示された広告が不適當であると本協会又は公式競技会主催者が判断した場合には、チームに対し広告掲示を停止させることができる。

<改正の概要>

- 非承認の場合の根拠として依拠できるように、認否の基準として、「公序良俗に反する」だけでなく「**そのおそれのあるもの**」さらに「**JFAの理念に反するもの**」を追加する。

5. ユニフォーム広告掲示申請について

5-2 同種別複数チームにおける同一ユニフォーム着用時の承認について

- 原則としてクラブ申請をしているチームにおける承認の扱いは従来通りです。
(クラブ申請番号記載の上、クラブとしての広告を承認し、申請料は1箇所、1社、1デザインにつき1件分発生)
- 今年度からの変更点として、クラブ申請をしていなくても、同一種別チーム同士に限り、クラブ申請時の申請と同様の扱いとします。
- 条件：
 - ◆ 同一の都道府県サッカー協会に所属する加盟登録チーム同士であること
 - ◆ 同一競技のチームであること（サッカーとフットサルは通常通りNG）
 - ◆ 同一クラブと考えられるチーム同士、同一大学のサッカー部内のチーム同士等
(クラブ申請のように「チーム間で交流があり、定期的に合同練習がある」だけではNGとします。)

【例】

- ◆ JFA FC/JFA FCセカンド
- ◆ JFA大学 Aチーム/JFA大学 Bチーム
- ◆ チーム名は異なっても、クラブのホームページ等で同じ組織が運営していると確認できるチーム同士についても認めていただいて構いません。

5. ユニフォーム広告掲示申請について

5-2 承認サイクルの変更について

金曜日までにFA承認を得た申請→**翌々週の木曜日承認**予定

承認までの期間が長くなるため、事前周知にご協力ください。

なお、クラブ申請につきましても同様の承認サイクルといたします。

	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
2024年度申請まで					FA承認				JFA承認							
2025年度申請から		FA承認													JFA承認	